H24年2月14日
経済産業省より回答

浪江町からの要望に対する回答

１．クレジットカードの新規等発行については、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく本人確認が必要とされているところ。

２．同法施行規則（平成２０年２月１日　内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第３条第２項によれば、顧客等から提示・送付を受けた本人確認書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居が「現在のものでないとき」に、

- 公共料金（電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金）の領収証書（第４号）
- 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載のあるもの（第５号）

等により、現在の住居を確認することができるとされている。
（例えば本人確認書類となる運転免許証（当該運転免許証に記載されている住所と現居住場所が異なるもの）等と併せて、現居住場所を示す上記の適切な書類をもって申請することにより、クレジットカードの発行申請は可能。）

３．さらに、東日本大震災で被災した顧客であって、正規の本人確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人確認方法については、平成２３年３月２５日公布・施行の犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令による被災者の本人確認方法の特例により、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができるとされている。

４．今般の浪江町からの要望を受け、日本クレジット協会から当該要望及び上記２．３．に基づく適切な対応について、会員各社へ改めて依頼したところである。

５．今後、個別の事例で、該当クレジットカード会社が判明している場合は、当該カード会社に相談等いただき、事情を説明いただくことによって適切に対応されるものと思料。さらに必要があれば、同協会にご相談いただくことも可能。

（参考）

○　平成２３年３月２５日公布・施行の犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令による被災者の本人確認方法の特例等については、平成２３年３月２９日に日本クレジット協会から会員各社に周知を行っている。